

令和6年度（2024年度）鎌倉市一般任期付職員 （商工課）採用選考受験案内

鎌倉市総務部職員課

鎌倉市では、民間企業等での経験を通じて得られた専門性を発揮し、地方公共団体の業務に従事する「一般任期付職員（＊）」を募集します。

＊ 一般任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、専門的な知識経験を有する者を、任期を定めて当該知識経験が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

1 募集する職種、採用予定人数、配置及び任用期間

職 種	採用予定人数	配置（予定）	任用期間
事務 （担当係長職）	1名	市民防災部 商工課	令和7年（2025年）4月1日から 令和9年（2027年）3月31日まで

※ 任用期間は採用した日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合があります。

※ 採用後6か月は条件付採用（いわゆる試用期間）となり、実績により正式採用しない場合があります。

※ 採用予定日は原則として令和7年（2025年）4月1日ですが、離職等の事情により同日からの勤務が困難な場合は、相談に応じます。

2 職務内容

商工課の業務を担っていただきます。商工課の主な業務は次のとおりです。

- （1） 勤労者福祉施策の総合的企画、調整及び推進についての事項
- （2） 労働に関する調査並びに労働者団体及び労働関係機関との連絡及び協調についての事項
- （3） 事業主及び労働者との連絡調整についての事項
- （4） 労働相談についての事項
- （5） 公益財団法人湘南産業振興財団との連絡及び協調についての事項
- （6） その他労働者の福祉についての事項

【上記職務の具体的な内容】

本市が策定した鎌倉市商工業振興計画は、商工業及び労働に関する分野別計画として位置付け、「働く場」の確保と「働く環境」の整備を2本の柱にした職住近接のまちづくりを進め、「働くまち」を実現するための具体的な方策を示し、着実に本計画を推進させていく必要があります。

また、職住近接の視点から、若年者・女性・高齢者など、それぞれの特性やライフステージに沿った様々な雇用の創出と就労支援を進めていく必要があります。

今回、公募する職員（係長職）には、「働く環境」の整備のうち一般就労支援事業の業務を主に担当していただく予定です。（主に次の事業を担っていただきます）

- ① 求職者のライフステージに沿った就労支援を目指した事業の企画立案、実施
- ② 相談業務、求人情報の収集、就業先開拓
- ③ 就職説明会等の企画立案、運営・実施及び関係機関等との調整

- ④ 就労支援における先進事例や先進技術の調査研究を行うとともに、庁内外の関係部署、団体等との調整
- ⑤ 就労支援アドバイザーの統括
- ⑥ 商工課で実施している事業等

3 受験資格

内容 職種	受験資格
事務	次に掲げる全てに該当する人 1 求職者の抱える課題やニーズを的確に分析し、就労支援ができる人 2 求職者の就業につながるようなセミナー、就職説明会や求職者と企業とのマッチングの企画、運営・実施の実務経験がある人 3 関係機関との渉外・調整能力に秀でており、就労支援における先進事例等の情報収集や調査、就業先開拓を積極的にできる人 4 国家資格キャリアコンサルタントの資格を有する人 (資格を証明する書類等の写しを提出していただきます) 5 地方自治体において、雇用対策に関する事務経験、就労支援及び就業先開拓に関する業務経験が通算3年以上の常勤職員として経験のある人 6 普通自動車免許を取得している人 7 学校教育法による4年制大学を卒業した人と同程度の学力を有する人

※ 学校教育法による4年制大学を卒業した人と同程度の学力を有する人について

外国における大学を卒業した人（通算修学年数が16年以上となる人に限る。）、独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を取得した人（高等専門学校専攻科を卒業した人）などがあります。ご不明な点などがあれば、お問い合わせください。

※ 最終合格発表後、職務経験を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、代表者印、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

※ 外国籍の方について、就労が制限される在留資格の方は、採用されません。

※ 試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。

次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 受験申込手続

電子申請による受付となります。

次の期間中に市ホームページから、「神奈川電子自治体共同運営サービス（e-kanagawa 電子申請）」にアクセスして申込みしてください。

※ ホームページに「**電子申請に関するマニュアル**」も掲載します。申込方法の詳細については、そちらを御覧ください。（URL：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-0612ninkitsuki-syoko.html>）

※ 電子申請の際に、「職務経歴書」及び「レポート」の提出も必要となります。

「電子申請に関するマニュアル」を御確認の上、添付してください。

【申込受付期間】

令和6年（2024年）12月16日（月）午前9時から

令和7年（2025年）1月6日（月）午前9時まで

※ 電子申請のみの受付となります。郵送や持参等での提出はできませんので御注意ください。

5 選考の方法

(1) 選考の日程・・・令和7年（2025年）1月28日（火）

プレゼンテーション及び面接を実施します。

※集合日時・集合場所は改めてお知らせします。

(2) 選考内容

ア 提出書類

「職務経歴書」及び「レポート」を提出してください。

【レポートのテーマ】1000字程度

「鎌倉市が働くまちを目指すために実施している就労支援を、より推進していくために必要なことはなにか。また、働くまち鎌倉を実現するために、あなたのこれまでの経験を活かして、重点的に取り組むべきと考える就労支援はなにか。」

*理念や考え方だけではなく、実施している就労支援施策の現状分析を行い、施策の課題やその解決策など具体的な手法を例示して、より推進させていく方策を説明してください。

【書式】

ホームページから書式（「職務経歴書」及び「レポート」）をダウンロードし、「電子申請に関するマニュアル」を御確認の上、作成してください。

※応募者多数の場合は、書類選考を実施します。

イ プレゼンテーション及び面接（書類選考を実施した場合は、書類選考合格者のみプレゼンテーション及び面接を実施します。）

・提出したレポートについて、10分間でプレゼンテーションを行います。

・プレゼンテーションの際は、追加の紙資料配付、Microsoft PowerPoint2016の使用が可能です。必要な部数等については、後日通知します。

*PowerPointを使用する際は、Windows10搭載のノート型PCを用意します。CD又はDVDにてデータを用意してください。その他のPC環境の詳細は、後日通知します。

・プレゼンテーション終了後、質疑を行い、引き続き面接を実施します。

(3) 合格発表・・・令和7年（2025年）2月上旬（予定）（合格者に通知を郵送します。）

6 合格から採用まで

最終合格者は、一般任期付職員採用候補者名簿に成績順に登載します。ただし、受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

一般任期付職員採用候補者名簿に登載後、令和7年（2025年）4月1日以降に採用します。なお、一般任期付職員採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から令和8年（2026年）3月31日

までです。

7 勤務条件

(1) 給与

＜参考例＞40 歳代 職歴 20 年程度

最終学歴	給与月額（地域手当・管理職手当を含む。）
大 学	420,000 円程度

上記の金額は、参考例です。年齢、経験年数、職歴により異なります。

給与月額は、令和 6 年（2024 年）12 月 1 日現在を基準としています。採用するまでに給与改定等が行われた場合は、給与月額が変動する場合があります。

この他期末勤勉手当（賞与※）や通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務状況などに応じて諸手当を支給します。

※年間支給月数 4.5 月（令和 5 年度実績）。ただし、在職期間に応じた調整があります。

(2) 勤務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分、原則として月曜日から金曜日までの週 38 時間 45 分勤務となります。（必要に応じて、時間外勤務、土日等の出勤があります。）

(3) 休暇、服務等について

基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。現在、民間企業等に勤務している場合や営利を目的とする私企業を営む場合は、退職又は廃業する必要があります。

8 注意事項

- (1) 受験資格を満たしていない場合、提出書類等に不備がある場合及び受付期間を過ぎた場合は受付できません。
- (2) 提出書類等の不備等により、受付期間内に受付完了せずに受験できない場合、本市は一切責任を負いません。
- (3) 受験の際に提出された書類はお返ししません。
- (4) 災害等で試験が実施できない場合などの緊急のお知らせは、市ホームページ及び X（旧 Twitter）「鎌倉市職員採用情報」で行います。

鎌倉市総務部職員課 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 TEL 0467 (23) 3000 内線 2232



職員課ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-t.html>



X（旧 Twitter）鎌倉市職員採用情報 https://twitter.com/kamakura_saiyou